

証券コード 7048
2021年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目18番1号
(本社事務所：東京都千代田区神田美土代町1番地)

ベ ル ト ラ 株 式 会 社
代表取締役社長兼CEO 二 木 渉

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、近時の新型コロナウイルスの国内での感染状況や感染拡大防止の観点に鑑み、株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。事前に議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月23日(火曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月24日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町1-7-2
大手町サンケイプラザ 3階 301号~303号
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第31期(2020年1月1日から2020年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期(2020年1月1日から2020年12月31日まで) 計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件①(事業目的の変更)
- 第2号議案 定款一部変更の件②(本店の所在地の変更)
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.veltra.com/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
- 従いまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載に関して修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年3月24日(水曜日)
午前10時開始



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年3月23日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2021年3月23日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書					
○○○○○○○○ 株 主 総 会 日 御 中 議 決 権 の 数 <u>XX 股</u> _____ _____ _____ ××××年××月××日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; height: 40px;"></td><td style="width: 50%; height: 40px;"></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td></tr> </table> 投票日現在のご所有株式数 XX 株 議 決 権 の 数 XX 股 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____				

ログイン用QRコード

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

見本

パスワード
XXXXXX

○○○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

QRコードを読み取る方法

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

[illegible][illegible]

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経営環境は、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の全世界における感染拡大の影響により、世界各地で感染対策と経済活動の両立が図られたものの、収束に向かう兆しは見えず、大幅な減速となりました。わが国においては、緊急事態宣言の解除後、一時的に個人消費の回復の兆しが見られたものの、第3波の感染拡大に歯止めがからず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、旅行業界におきましては、2020年における日本人出国者数が前年比84.2%減の317万人となり、訪日外客数は前年比87.1%減の411万人と、COVID-19の感染拡大の影響を大きく受けることとなりました（出典：日本政府観光局（JNTO））。

そのような事業環境のもと、当社グループは、従来より現地体験ツアー専門のOTA（オンライン・トラベル・エージェント）企業として、（1）主に日本人の海外旅行向けのサービスを提供する「海外旅行部門」、（2）訪日旅行者向けのサービスを提供する「インバウンド部門」、（3）グローバルな旅行者向けに世界各地のサービスを提供する「グローバル部門」に組織編成しておりましたが、COVID-19の影響をうけて、2020年5月において、「インバウンド部門」の一部である中華圏事業（中国語サイト）及び「グローバル部門」の一部であるグローバル事業（ベルトラ英語サイト）を閉鎖しております。2020年1月及び2月についてはCOVID-19の影響は出始めていたものの、前年同期を上回る営業収益となっておりましたが、3月以降の全世界的な感染拡大により、予約数も大幅に減少いたしました。緊急事態宣言解除後、国内旅行需要は徐々に回復傾向にあったものの、海外への渡航制限の継続及び感染再拡大の影響など厳しい状況は続いております。

この結果、当連結会計年度の営業収益は890,513千円（前年比79.5%減）となりました。なお、営業収益を収益区分別にみますと、海外旅行部門が829,352千円（前年比79.7%減）、インバウンド部門が32,960千円（前年比60.0%減）、グローバル部門が28,200千円（前年比84.0%減）となりました。

利益につきましては、COVID-19の全世界的な感染拡大が顕在化した2020年3月上旬時点で全社的なコスト見直しを行い、広告宣伝費を中心に大幅な削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業対応による削減などを行いました。予約数の減少及び多数のキャンセルにより営業収益が大幅に落ち込んだ結果、営業損失は1,333,676千円（前期844,801千円の営業利益）、経常損失は1,250,233千円（前期768,789千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,547,255千円（前期521,510千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、当社グループは、旅行関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は211,963千円で、その主なものは、ソフトウェア自社開発であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引金融機関と総額500,000千円のコミットメントライン契約及び総額1,600,000千円の当座貸越契約をそれぞれ締結しております。なお、当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に基づく借入実行残高は500,000千円、当座貸越契約に基づく借入実行残高は100,000千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第28期 (2017年12月期)	第29期 (2018年12月期)	第30期 (2019年12月期)	第31期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
営 業 収 益(千円)	2,825,708	3,371,970	4,351,002	890,513
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	35,668	319,281	768,789	△1,250,233
親会社株主に帰属す る当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) (千円)	35,000	311,187	521,510	△1,547,255
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△) (円)	1.46	11.68	18.26	△53.58
総 資 産 (千円)	3,672,993	5,111,324	6,424,610	1,718,084
純 資 産 (千円)	538,441	1,374,070	2,125,994	552,374
1株当たり純資産額 (円)	20.23	48.88	72.86	18.94

- (注) 1. 第29期より連結計算書類を作成しております。第28期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 2017年3月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、2017年12月5日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2018年9月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第28期(2017年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第28期 (2017年12月期)	第29期 (2018年12月期)	第30期 (2019年12月期)	第31期 (当事業年度) (2020年12月期)
営 業 収 益(千円)	2,457,054	3,242,172	4,267,644	954,085
経常利益又は経常損失(△)	25,367	342,146	828,218	△1,059,031
当期純利益又は当期純損失(△)	△186,836	380,490	484,438	△1,455,238
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△7.78	14.28	16.96	△50.39
総 資 産(千円)	3,357,309	4,942,172	6,031,947	1,628,913
純 資 産(千円)	355,583	1,263,202	1,919,824	492,825
1株当たり純資産額 (円)	13.36	44.94	67.08	16.88

(注) 2017年3月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、2017年12月5日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2018年9月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第28期(2017年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
VELTRA Holdings Inc.	1,503千 USドル	100.0%	VELTRA Inc.の持株会社
V E L T R A I n c .	98千 USドル	100.0 (100.0)	Hawaii Activitiesの運営
VELTRA Malaysia Sdn. B h d .	500千 マレーシア リンギット	100.0	ITシステムの開発拠点
リンクティビティ株式会社	60,000千 円	100.0	企業間の取引システムの提供
VELTRA KOREA Inc.	3,100,000千 韓国ウォン	100.0	韓国市場の事業展開拠点

- (注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の(内数)は、間接所有割合であります。
2. 当事業年度の末日において特定完全子会社はありません。
3. リンクティビティ株式会社は、2020年1月7日に設立しました。
4. 2020年10月15日付でVELTRA KOREA Inc.の株式を追加取得し、完全子会社化しました。
5. 前期に記載しておりましたCity Discovery, Inc.、VELTRA PHILIPPINES, INC.及びLINKTIVITY PTE. LTD.は、事業活動を休止しており、休眠会社となったため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度において、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上しておりましたが、当連結会計年度においては、2020年1月及び2月は前年同期比を上回る営業収益で推移していたものの、3月以降のCOVID-19の感染拡大による営業収益の大幅な落ち込みにより、1,333,676千円の営業損失、1,250,233千円の経常損失、1,547,255千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、国内旅行の需要は徐々に回復する傾向も見られましたが、海外への渡航制限の継続及びCOVID-19の感染再拡大の影響などにより、現時点ではCOVID-19の実体経済に与える影響の更なる長期化が予測される中で、翌連結会計年度以降の営業収益の計上についても不透明な状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の対応策を図ってまいります。

①徹底的なコスト削減

COVID-19の全世界的な感染拡大が顕在化した2020年3月上旬の時点で全社的なコスト見直しを行い、広告宣伝費を中心に大幅な削減に加えて役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業対応による削減などを行っております。さらに、翌連結会計年度以降においても営業収益に見合ったコスト構造となるよう、追加的なコストコントロールを実行してまいります。

②新たな収益モデルの確立によるビジネスポートフォリオの拡張

当社グループは現地体験ツアーをオンラインで長年に亘って取り扱ってきた中で築きあげた国内及び海外の約5,000社のツアー催行会社様とのネットワークがあり、15,000を超える質の高いアクティビティ商品を提供しております。また、事業開始以降、顧客満足度の向上に努めており、2020年12月末現在、200万人超の会員基盤を有しております。今後は、ツアー催行会社様とのネットワークや会員基盤等のアセットを最大限に活かすことなどにより、当社グループが旅行という枠を超えて「体験」と「交流」をベースにテクノロジーを活かしたサービスに変革させていくことで、新たな収益モデルの確立を行ってまいります。また、旅行需要の回復が早期に期待できる国内旅行事業を強化し、これまで海外旅行事業を主力としていたビジネスポートフォリオを拡張することで、当社グループ全体の収益力を向上させる施策に努めてまいります。

③資金の確保

当連結会計年度末における現金及び預金および純資産は、前連結会計年度末より大幅に減少しておりますが、こうした状況の中、COVID-19収束後の市場回復期における事業成長のための投資を維持しながら、財務基盤の健全化を図る目的で、2021年1月に第三者割当増資を実施し、1,508,800千円を調達することで資本を増強いたしました。また、主要取引銀行と総額16億円の当座貸越契約の継続を行っておりますが、引続き、主要取引銀行との関係を維持しつつ、継続的に支援いただくための協議を行い、財務基盤の安定化に努めてまいります。

また、当社グループが安定的な経営基盤のもと継続して成長できるよう以下の重要課題に取り組んでおります。

①取扱商品数の拡充及び安定した在庫確保

営業収益を増加させるために、国内外の新たな催行会社との契約及び新商品の供給をするとともに、既存の催行会社からの十分かつ安定的な在庫の確保が求められます。当社グループでは催行会社との強固な取引関係を構築しておりますが、在庫不足による機会損失も多く発生しております。催行会社との営業面での関係構築を更に強化するとともに、システム面での連携強化を推進することによって、十分な在庫の確保やよりユニークで魅力ある商品を拡充してまいります。

②当社グループの認知度及びブランド力の向上

日本国内において当社グループの運営する「VELTRA」の認知度は発展途上であり、今後より多くの旅行者への認知度向上を図ることが事業の成長において重要な課題となっております。また、COVID-19の収束後、回復が見込まれる旅行需要を確実に捕捉することが重要であり、そのためには、顧客との接点を保持・拡充する必要があると考えております。更なる認知度向上に向けた広告宣伝や広報活動などを通して、顧客満足度を高めブランド力を向上させる施策に努めてまいります。

③技術革新への対応

当社グループにとっては、競争の激しいインターネット市場において継続的な成長を遂げるべく、新しい技術やビジネスモデルへの対応を継続的に行っていくことが、重要な課題であると認識しております。旅行者の細かなニーズに対応するべくデータを活用し、旅行者ごとに最適化された販売促進を進めることや、お問い合わせ内容を機械学習させることによって効率的なカスタマーサービスを提供すること等、テクノロジーに関する投資を今後も引き続き積極的に図ってまいります。

④人材の確保及び育成

当社グループが更なる成長を遂げるためには、世界各国において、催行会社との提携を拡大し、魅力的な現地体験ツアーを発掘し、当社グループで取り扱えるようにすることができ、国際的なビジネスに精通した営業人員が必要不可欠であると認識しております。また、技術革新が急速に進行し、市場規模も拡大し続けているインターネット市場においては、優秀なITエンジニアの更なる確保が重要な要素であると考えております。

当社グループにおいては、上記のような人材の採用を積極的に行うとともに、既存の社員を含めた社員の教育、育成に注力してまいります。また、優秀な人材の定着を促進するため、働き甲斐のある職場環境の構築に、引き続き努めてまいります。

⑤経営管理体制の強化

当社グループが継続的に安定したサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるためには、事業の拡大等に合わせた経営管理体制の強化やコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを行うことが重要な課題であると認識しております。組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事業区分	事業内容
旅行関連事業	インターネットを利用した現地体験ツアーの予約販売等

(6) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

（注）2021年1月に在宅勤務推進による働き方改革の一環としてオフィス空間の在り方を見直し、本社機能を東京都中央区から東京都千代田区に移転いたしました。

② 子会社

VELTRA Holdings, Inc.	本社	米国 ハワイ州ホノルル市
VELTRA, Inc.	本社	米国 ハワイ州ホノルル市
VELTRA Malaysia Sdn. Bhd.	本社	マレーシア クアラルンプール市
リンクティビティ株式会社	本社	東京都中央区
VELTRA KOREA Inc.	本社	韓国 ソウル市

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
旅行関連事業	177 (58) 名	82名減 (4名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末に比べて82名減少しておりますが、主に機動的な組織運営を図るために実行した一部の投資事業の閉鎖に伴う減少であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
132 (56) 名	31名減 (3名減)	35.4歳	3.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べて31名減少しておりますが、主に機動的な組織運営を図るために一時的に社外への出向者が増えているためであります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	625,015千円
株式会社りそな銀行	100,000
株式会社三井住友銀行	24,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 95,000,000株
- ② 発行済株式の総数 28,934,700株
- ③ 株主数 8,194名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
Paxalan S. à r. l.	9,810千株	33.90%
齊藤精良	3,512	12.14
永島徹三	2,577	8.91
二木渉	1,930	6.67
株式会社 プレンティ	1,724	5.96
澁谷剛	1,037	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	765	2.64
野村信託銀行株式会社 (投資口)	410	1.42
萬年良子	400	1.38
関根大介	216	0.75

(注) 持株比率は自己株式（97株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

i 発行済株式の増加理由について

ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は前事業年度末より313,700株増加しております。

ii 第三者割当による新株式発行について

当社は、2020年12月25日開催の取締役会において、2021年1月12日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。これに伴い、当該払込期日において、発行済株式の総数は4,100,000株増加しております。

iii 基準日後株主への議決権行使について

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、2021年3月24日開催予定の定時株主総会にかかる基準日後に第三者割当により当社株式を取得した者に対し、当該定時株主総会にかかる議決権を付与することを決定いたしました。第三者割当により当社株式を取得した株主、議決権数及び議決権に占める割合は、次のとおりとなります。

株 主 名	議 決 権 数	議決権に占める割合
株式会社オーブンドア	41,000個	12.41%

(注) 議決権に占める割合は、2020年12月31日現在の総株主等の議決権の数289,292個に本第三者割当増資による新株式の発行により増加する議決権の数41,000個を加算した総株主等の議決権の数330,292個を基準に算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年12月31日現在）

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2017年12月28日	2017年12月28日	2020年3月25日
新株予約権の数		3,900個	780個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 390,000株 (新株予約権 100株) 1個につき	普通株式 78,000株 (新株予約権 100株) 1個につき	普通株式 30,000株 (新株予約権 100株) 1個につき
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 7,800円 (1株当たり 78円)	新株予約権 1個当たり 7,800円 (1株当たり 78円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2019年12月29日から 2027年12月28日まで	2019年3月1日から 2024年12月28日まで	2022年4月10日から 2027年4月9日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 3,900個 目的となる株式数 390,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 780個 目的となる株式数 78,000株 保有者数 1名	—
	社外取締役	—	—	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名
	監査役	—	—	—

- (注) 1. i 新株予約権を引き受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社等の取締役、監査役及び従業員等の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任や定年退職、その他正当な理由がある場合において、取締役会が承認したときは、この限りでない。
- ii 新株予約権を引き受けた者は、懲役刑又は禁固刑を受けた者（執行猶予を含む。）でないことを要する。
- iii 新株予約権を引き受けた者の故意又は重過失により当社又は当社子会社に重大な損失が発生した場合、当該新株予約権を引き受けた者は、その新株予約権を行使することができない。

- iv その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けた者との間で締結する引受契約書に定めるところによる。
 - 2. i 新株予約権を引き受けた者は、行使可能開始日が属する年に開催する定時株主総会終結時点まで取締役の地位を保持していることを要する。
 - ii 新株予約権を引き受けた者は、懲役刑又は禁固刑を受けた者（執行猶予を含む。）でないことを要する。
 - iii その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けた者との間で締結する引受契約書に定めるところによる。
3. 2018年9月27日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	二 木 渉	社長兼CEO
取 締 役	萬 年 良 子	Global Sales & Solutions Division Director、 VELTRA Holdings, Inc. Director 公益社団法人企業情報化協会（IT協会） 常任幹事
取 締 役	倉 上 智 晴	HR Division Director VELTRA KOREA Inc. 理事
取 締 役	皆 嶋 純 平	Headquarters Division Director VELTRA Holdings, Inc. Director VELTRA, Inc. Director VELTRA Malaysia Sdn.Bhd. Director リンクティビティ株式会社 取締役 VELTRA PHILIPPINES, INC. Director LINKTIVITY PTE. LTD. Director VELTRA KOREA Inc. 監査役
取 締 役	イ ス ラ ッ ト エ マ ニ ュ エ ル	VELTRA PHILIPPINES, INC. Director City Discovery, Inc. Director
取 締 役	白 石 徹	Sコンサルティング有限公司 代表取締役 株式会社インプレスホールディングス 取締役
取 締 役	鈴 木 学	西村あさひ法律事務所 パートナー 株式会社地域ヘルスケア連携基盤 監査役
取 締 役	カ ス バ ー ト ロ ド ニ ー	Jayride Group Limited 取締役
常 勤 監 査 役	池 田 哲 司	—
監 査 役	毛 利 正 人	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 教授 株式会社テクノスジャパン 取締役（監査等委員） 株式会社Success Holders 取締役（監査等委員）
監 査 役	河 野 雅 之	—

- (注) 1. 取締役白石徹氏、取締役鈴木学氏及び取締役カスバート ロドニー氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役池田哲司氏、監査役毛利正人氏及び監査役河野雅之氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役池田哲司氏、監査役毛利正人氏及び監査役河野雅之氏は、以下のとおり、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 常勤監査役池田哲司氏は、米国の経営修士号を取得し、長年にわたり他社の経理部・財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・ 監査役毛利正人氏は、米国の会計学修士号を取得し、米国公認会計士協会の正会員資格を保有しております。
 - ・ 監査役河野雅之氏は、旅行に係る大手の事業会社の取締役や監査役を務めた経験があります。
4. 当社は、取締役白石徹氏、取締役鈴木学氏、取締役カスバート ロドニー氏、常勤監査役池田哲司氏、監査役毛利正人氏及び監査役河野雅之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の役員の異動は以下のとおりであります。
- ・ 野田泰司氏は、2020年3月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
 - ・ 監査役河野雅之氏は、2020年3月25日開催の第30回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役である白石徹氏、鈴木学氏及びカスバート ロドニー氏、並びに常勤監査役池田哲司氏、監査役毛利正人氏及び河野雅之氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任額の限定が認められるのは、当該業務執行取締役でない取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	66,920千円 (17,882)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	13,635 (13,635)
合 計 (うち社外役員)	12 (7)	80,555 (31,517)

- (注) 1. 上記には、2020年3月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年10月15日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。また別枠で、2020年3月25日開催の第30回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の第26回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役1名 4,397千円 (うち社外取締役1名 4,397千円)

④ 社外役員に関する事項

i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役白石徹氏は、Sコンサルティング有限会社代表取締役、株式会社インプレスホールディングス取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役鈴木学氏は、西村あさひ法律事務所パートナー、株式会社地域ヘルスケア連携基盤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役カスパートロドニー氏はJayride Group Limitedの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役毛利正人氏は、東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授、株式会社テクノスジャパン取締役（監査等委員）、株式会社Success Holders取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 白石 徹	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会において、証券会社においてIPO関連業務に従事し、経営管理体制の整備等に係るコンサルタントとしての豊富な経験に基づく観点から適宜発言を行っております。
取締役 鈴木 学	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士として法律に関する高い専門性と幅広い見識に基づく観点から適宜発言を行っております。
取締役 カロ スト バ ー ト	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会において、これまで欧米圏での会社の経営者を歴任してきたことに基づく豊富な経験や旅行業界に幅広いネットワークを有していることに基づく幅広い見識に基づく観点から適宜発言を行っております。
監査役 池 田 哲 司	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社を含む他企業の経理・財務業務の豊富な経験に基づく観点から適宜発言を行っております。
監査役 毛 利 正 人	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、コーポレートガバナンス等を専門とする大学教授としての高い専門性と幅広い見識に基づく観点から適宜発言を行っております。
監査役 河 野 雅 之	2020年3月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大手旅行会社での勤務により得られた豊富な知見と数多くの経験に基づく観点から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,098,057	流 動 負 債	1,136,339
現 金 及 び 預 金	917,334	営 業 未 払 金	54,213
営 業 未 収 入 金	30,262	短 期 借 入 金	611,384
そ の 他	150,460	1年内返済予定の長期借入金	124,496
		未 払 金	76,469
		未 払 法 人 税 等	1,397
		前 受 金	46,286
		ポ イ ン ト 引 当 金	181,574
		そ の 他	40,516
固 定 資 産	620,026	固 定 負 債	29,371
有 形 固 定 資 産	18,043	長 期 借 入 金	25,019
建 物	629	繰 延 税 金 負 債	248
工 具、器 具 及 び 備 品	65,062	そ の 他	4,103
そ の 他	7,608	負 債 合 計	1,165,710
減 価 償 却 累 計 額	△55,257	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	528,104	株 主 資 本	564,943
ソ フ ト ウ エ ア	508,248	資 本 金	537,608
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	19,640	資 本 剰 余 金	648,173
そ の 他	216	利 益 剰 余 金	△620,768
投 資 そ の 他 の 資 産	73,878	自 己 株 式	△70
繰 延 税 金 資 産	2,581	その他の包括利益累計額	△16,966
そ の 他	71,297	為 替 換 算 調 整 勘 定	△16,966
資 産 合 計	1,718,084	新 株 予 約 権	4,397
		純 資 産 合 計	552,374
		負 債 純 資 産 合 計	1,718,084

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
営	業	収	益			890,513
営	業	費	用			2,224,189
営	業	損	失			1,333,676
営	業	外 収	益			
	受 取	利	息		237	
	助 成	金	収		108,171	
	そ の	の	他		4,583	112,991
営	業	外 費	用			
	支 払	利	息		2,810	
	為 替	差	損		86	
	支 払	補	償		10,166	
	株 式	交	付		16,357	
	そ の	の	他		128	29,549
経	常	損	失			1,250,233
特	別	損	失			
	減 損	損	失		140,823	
	特 別	退 職	金		47,633	188,456
税	金 等 調 整 前	当 期 純 損 失				1,438,690
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				6,314	
法	人 税 等 還 付 税 額				△36,696	
法	人 税 等 調 整 額				156,531	126,149
当	期 純 損 失					1,564,840
非	支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失					17,585
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失					1,547,255

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	803,601	流 動 負 債	1,111,068
現金及び預金	593,572	営業未払金	43,051
営業未収入金	64,990	短期借入金	600,000
前渡金	1,330	1年内返済予定の長期借入金	124,496
前払費用	32,619	未払金	73,222
未収消費税等	36,461	未払費用	39,033
未収還付法人税等	28,173	前受金	34,889
その他の	46,454	預り金	17,097
		ポイント引当金	178,922
		その他の	355
固 定 資 産	825,312	固 定 負 債	25,019
有 形 固 定 資 産	12,818	長期借入金	25,019
工具、器具及び備品	51,784		
減価償却累計額	△38,965	負 債 合 計	1,136,087
無 形 固 定 資 産	479,568	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	467,133	株 主 資 本	488,428
ソフトウェア仮勘定	12,219	資 本 金	537,608
その他の	216	資 本 剰 余 金	649,608
投 資 そ の 他 の 資 産	332,924	資 本 準 備 金	649,608
関係会社株式	271,961	利 益 剰 余 金	△698,718
出資金	100	その他の利益剰余金	△698,718
破産更生債権等	265,231	繰越利益剰余金	△698,718
その他の	60,862	自 己 株 式	△70
貸倒引当金	△265,231	新 株 予 約 権	4,397
資 産 合 計	1,628,913	純 資 産 合 計	492,825
		負 債 純 資 産 合 計	1,628,913

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額
営 業 収 益				954,085
営 業 費 用				2,091,592
営 業 損 失				1,137,506
営 業 外 収 益				
受 取 利 息			79	
助 成 金 収 入			105,726	
そ の 他			2,203	
営 業 外 費 用				
支 払 利 息			2,619	
為 替 差 損			381	
支 払 補 償 費			10,166	
株 式 交 付 費			16,357	
そ の 他			8	
経 常 損 失				1,059,031
特 別 損 失				
減 損 損 失			101,760	
関 係 会 社 株 式 評 価 損			145,637	
特 別 退 職 金			30,697	
税 引 前 当 期 純 損 失				1,337,126
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			2,282	
法 人 税 等 還 付 税 額			△36,696	
法 人 税 等 調 整 額			152,525	
当 期 純 損 失				1,455,238

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

ベルトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村尚子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉本和芳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベルトラ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベルトラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度に1,333,676千円の営業損失、1,250,233千円の経常損失、1,547,255千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、現時点ではCOVID-19の実体経済に与える影響の更なる長期化が予測される中で、翌連結会計年度以降の営業収益の計上についても不透明な状況であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認

められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

ベルトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村尚子 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 倉本和芳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベルトラ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年1月1日から2020年12月31日までの事業年度に1,137,506千円の営業損失、1,059,031千円の経常損失、1,455,238千円の当期純損失を計上している。また、現時点ではCOVID-19の実体経済に与える影響の更なる長期化が予測される中で、翌事業年度以降の営業収益の計上についても不透明な状況であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在してお

り、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

ベルトラ株式会社	監査役会
常勤社外監査役 池田 哲司 ㊞	
社外監査役 毛利 正人 ㊞	
社外監査役 河野 雅之 ㊞	

以上

以上

(株主総会参考書類)

第1号議案 定款一部変更の件①（事業目的の変更）

1. 提案の理由

当社ではCOVID-19感染拡大による影響による劇的な経営環境の変化に対応しつつ業績の挽回を早急に図るため、旅行事業以外の事業を強化すべく、一層の多角化を進めております。これらの状況に定款の内容も遅滞なく合わせる必要があると判断し、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部 が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) から (10) (条文省略)	(1) から (10) (現行どおり)
(新設)	<u>(11) クラウドファンディングプラットフォームの運営、その他クラウドファンディングに関する事業</u>
(新設)	<u>(12) プロジェクトの募集、掲載、資金募集支援に関する業務</u>
(新設)	<u>(13) 販売促進活動に関するコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>(14) 募金に関する情報の提供、募金の代行又は媒介</u>
(新設)	<u>(15) 組合契約及び匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務</u>
(新設)	<u>(16) 旅行用品、民芸品、工芸品、水産物、食料品、清涼飲料水、酒類、乳製品、菓子、医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、貴金属、農産物、生鮮食品、果物、造花、茶、コーヒー豆、乾物、加工品、日用雑貨、茶器、たばこ、塗料、古物、各種商品及び各機械器具の卸売業、小売業、通信販売業、仲介、情報提供及び輸出入業務</u>
(新設)	<u>(17) 古物営業法に基づく古物商</u>
(新設)	<u>(18) 電気通信事業法に定める電気通信業</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(19) 労働者派遣事業及び職業紹介事業</u>
(新設)	<u>(20) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u>
(新設)	<u>(21) ソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、ウェブサイト、コンピュータソフトウェアプラットフォーム、ITクラウドの企画、開発、提供、販売、販売代理、受託、保守、コンサルタント及びインターネット附随サービス業</u>
(新設)	<u>(22) 出版業、広告業、翻訳業、通訳業</u>
(新設)	<u>(23) 前払式支払手段の発行、販売及び管理</u>
(新設)	<u>(24) 貸金業、金融業、投資業</u>
(新設)	<u>(25) 資金決済に関する法律に基づく資金移動業</u>
(新設)	<u>(26) 収納代行業</u>
<u>(11) 前各号に付帯する一切の事業</u>	<u>(27) 前各号に付帯する一切の事業</u>

第2号議案 定款一部変更の件②（本店の所在地の変更）

1. 提案の理由

当社は2021年1月に本社機能を東京都中央区から東京都千代田区に移転しておりますが、今般これに合わせて、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地も、東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。

当社は事業開始より積極的にオンライン上でのコミュニケーションを促進し、在宅勤務を推奨してまいりました。今回のCOVID-19感染拡大以降は、100%在宅勤務でも業務遂行が可能となっております。コロナ禍の中で数ヶ月間の実施と検証を通じて、COVID-19収束後も在宅勤務によって事業成長、生産性向上及び企業文化向上は両立可能と判断いたしました。また、在宅勤務の推進を継続することにより従業員の多様な働き方に柔軟に対応でき、今後の新たな人材獲得においては首都圏以外の広範囲において、優秀な人材獲得の機会が生まれると考えております。なお、今回の移転の結果、オフィス維持費用は大幅に抑制されることとなります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ふたぎ わたる 二 木 渉 (1971年4月10日) (重任)	1989年 4 月 株式会社IWANAGA入社 2000年 1 月 株式会社パックプラス入社取締役就任 2004年 4 月 当社入社 2009年 1 月 当社企画開発&マーケティング部部长就任 2014年 3 月 当社海外事業本部长就任 2015年 4 月 当社代表取締役社長兼CEO就任（現任）	1,930,000株
2	まんねん りょう こ 萬 年 良 子 (1961年5月9日) (重任)	1984年 4 月 富士レビオ株式会社入社 1986年 7 月 エクイタブル生命保険株式会社（現:アフサ生命保険株式会社）入社 1989年 2 月 American Express Int'l Inc.入社 2006年 8 月 同社CSディレクター就任 2012年 1 月 American Express Japan取締役副社長兼GM就任 2016年 6 月 当社入社 CS統括執行役員就任 2016年 8 月 当社取締役就任（現任） 2018年 9 月 当社Global Sales & Solutions Division Director就任（現任） (重要な兼職の状況) VELTRA Holdings, Inc. Director 公益社団法人企業情報化協会（IT協会）常任幹事	400,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	くら かみ とも はる 倉 上 智 晴 (1971年3月22日) (重任)	1994年 4 月 株式会社サンクレスト入社 1997年 8 月 オカベマーケティングシステム株式会社入社 1999年11月 有限会社フィス設立取締役就任 2001年 8 月 当社入社 2015年 4 月 当社執行役員就任 2015年10月 当社代表取締役就任 2017年11月 当社取締役就任 (現任) 2020年 3 月 当社HR Division Director就任 (現任) (重要な兼職の状況) VELTRA KOREA Inc.理事	130,000株
4	みな しま じゅん べい 皆 嶋 純 平 (1975年1月31日) (重任)	1993年 4 月 明治製菓株式会社 (現:Meiji Seika ファル マ株式会社) 入社 2000年10月 株式会社プレンティー入社 2012年12月 株式会社Food's Style取締役就任 2014年12月 株式会社Food's Style東京代表取締役社 長就任 2016年 5 月 当社入社経営管理部長就任 2016年 8 月 当社取締役就任 (現任) 2018年 9 月 当社Headquarters Division Director就 任 (現任) (重要な兼職の状況) VELTRA Holdings, Inc. Director VELTRA ,Inc. Director VELTRA Malaysia Sdn.Bhd. Director リンクティビティ株式会社 取締役 VELTRA PHILIPPINES,INC. Director LINKTIVITY PTE. LTD. Director VELTRA KOREA Inc.監査役	50,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
5	さ か みづ けん いち ろう 坂 水 健 一 郎 (1967年1月31日) (新任)	1992年 4 月 三菱電機セミコンダクタソフトウェア株式会社(現:ルネサス)入社 1998年 1 月 マイクロソフト株式会社(現:日本マイクロソフト株式会社)入社 1998年12月 USAR SYSTEM Inc.(現:Semtech Corp)入社 2000年 5 月 マイクロソフト ディベロップメント株式会社入社 2011年 6 月 NHN Japan株式会社(現:LINE株式会社)入社 2012年 1 月 同社 執行役員就任 2013年 7 月 楽天株式会社入社 エマージングサービス開発部部長就任 2014年 9 月 同社 執行役員就任 2015年 5 月 楽天コミュニケーションズ株式会社 社外取締役就任 2017年 4 月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社 Executive Director,Head of Business Technology就任 2020年 5 月 当社入社 開発部門 執行役員就任(現任)	—
6	すず き がく 鈴 木 学 (1970年2月11日) (重任・社外・独立)	1996年 4 月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2004年 1 月 あさひ狛法律事務所(現:西村あさひ法律事務所)パートナー就任(現任) 2011年11月 株式会社gumi監査役就任 2013年 4 月 株式会社地域経済活性化支援機構取締役就任 2014年 6 月 株式会社グランビスタホテル&リゾート監査役就任 2014年12月 株式会社最上鮮魚取締役就任 2014年 6 月 株式会社地域ヘルスケア連携基盤監査役就任(現任) 2018年 5 月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所 パートナー 株式会社地域ヘルスケア連携基盤 監査役	—

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	カスバート ロドニー (1957年8月5日) (重任・社外・独立)	1975年3月 NCR Corporation入社 1979年11月 Digital Equipment Corporation入社 1983年4月 Select MicroSystems入社 1986年10月 Creative Laser Systems入社 1991年5月 LaserTools Corporation入社 1995年7月 Viator 設立 CEO就任 2012年8月 ROME2RIO CEO就任 2019年3月 当社社外取締役就任（現任） 2019年12月 Imperium Tourism Holdings取締役 就任 2020年2月 Jayride Group Limited取締役就任（現 任） (重要な兼職の状況) Jayride Group Limited取締役	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 鈴木学氏、カスバート ロドニー氏は、社外取締役候補者であります。

3. 鈴木学氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法律に関する高い専門性と幅広い見識を有しており、それらに基づいて、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して選任しております。

4. カスバート ロドニー氏を社外取締役候補者とした理由は、1995年に創業した現地体験ツアー予約サイト「Viator」の創業者であり、欧米圏での会社の経営者を歴任するとともに旅行業界に幅広いネットワークがあり、その豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して選任しております。

5. 鈴木学氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年10か月となります。

6. カスバート ロドニー氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

7. 当社は、鈴木学氏及びカスバート ロドニー氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、その損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しており、再任が原案どおり承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

8. 当社は、鈴木学氏及びカスバート ロドニー氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。再任が原案どおり承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

9. 当社は取締役全員を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	い け だ て し 池 田 哲 司 (1951年4月7日生) (重任)	1974年 4 月 株式会社第一勧業銀行(現:株式会社みずほ 銀行)入行 2000年 3 月 日本マクドナルド株式会社出向財務部長、 経理部長就任 2003年 3 月 同社転籍 2006年 1 月 セガサミーホールディングス株式会社入社 執行役員就任 2013年 6 月 株式会社サミーネットワークス監査役就任 株式会社バタフライ監査役就任 2015年 6 月 株式会社セガゲームス監査役就任 2017年 7 月 当社常勤監査役就任(現任)	50,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	も う り ま さ と 毛 利 正 人 (1956年1月28日生) (重任)	1979年 4 月 国際電信電話株式会社(現:KDDI株式会社) 入社 2000年 9 月 日本テレコム株式会社(現:ソフトバンク株 式会社)入社 2005年 7 月 中央青山監査法人(みずず監査法人に改称) 入所 2007年 6 月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人ト ーマツ)入所 2013年10月 クロウホーフス・グローバルリスクコンサル ティング株式会社代表取締役就任 2017年 4 月 東洋大学国際学部グローバル・イノベーシ ョン学科教授就任(現任) 2018年 6 月 株式会社テクノスジャパン監査役就任 2019年 3 月 当社監査役就任 (現任) 2020年 6 月 株式会社テクノスジャパン取締役(監査等 委員)就任 (現任) 株式会社ぱど(現:株式会社Success Holders)取締役(監査等委員)就任 (現任) (重要な兼職の状況) 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授 株式会社テクノスジャパン 取締役(監査等委員) 株式会社Success Holders 取締役(監査等委員)	—

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	こ う の ま さ ゆ き 河 野 雅 之 (1953年7月1日) (重任)	1976年 4 月 日本国有鉄道入社 1987年 4 月 国鉄再建法により分割民営化 東海旅客鉄道株式会社入社 2002年 6 月 同社 取締役営業本部長就任 2006年 6 月 同社 常務取締役就任 2008年 6 月 同社 常勤監査役就任 2010年 6 月 株式会社 J T B 常務取締役 2020年 3 月 当社監査役就任 (現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 池田哲司氏は、常勤社外監査役候補者、毛利正人氏は社外監査役候補、河野雅之氏は社外監査役候補者であります。
3. 池田哲司氏を常勤社外監査役候補者とした理由につきましては、米国の経営修士号を取得し、長年にわたり他社の経理部・財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、当社の在任期間中に出席した取締役会及び監査役会において、上記の勤務経験に基づく観点から適宜発言を行っており、常勤社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。
4. 毛利正人氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、米国の会計学修士号を取得し、米国公認会計士協会の正会員資格を保有しており、当社の在任期間中に出席した取締役会及び監査役会において、コーポレートガバナンス等を専門とする大学教授としての高い専門性と幅広い見識に基づく観点から適宜発言を行っており社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。
5. 河野雅之氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、旅行に係る大手の事業会社の取締役や監査役を務めた経験があり、当社の在任期間中に出席した取締役会及び監査役会において、豊富な知見と数多くの経験に基づく観点から適宜発言を行っており社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。
6. 当社は、池田哲司氏、毛利正人氏、河野雅之氏の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、その損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しており、3氏の再任が原案通り承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、池田哲司氏、毛利正人氏、河野雅之氏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。再任が原案どおり承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

以 上

× ₯

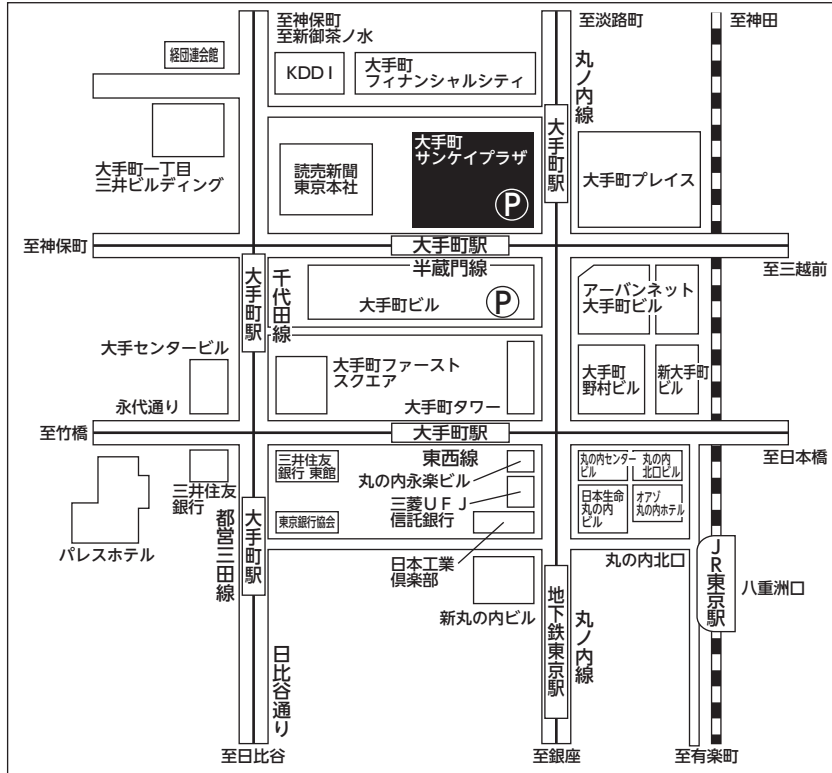
[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町1-7-2

大手町サンケイプラザ 3階 301号～303号

TEL 03-3273-2258



交通 JR東京駅

丸ノ内線／半蔵門線／千代田線／
東西線／都営三田線 大手町駅

丸の内北口より 徒歩約7分

A4・E1出口より 直結

株主の皆様へ

当社ホームページから随時情報を
発信中。是非ご覧ください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。